令和 7 年度

滝平地区復旧治山工事

特記仕様書

第1条 適用

この特記仕様書は、森林整備保全事業標準仕様書(以下「標準仕様書」という。)、治山工事共通特記仕様書(以下「共通特記仕様書」という。)を補足する事項を示すものであり、標準仕様書及び共通特記仕様書に優先する。本工事の施工にあたっては、「森林整備保全事業工事標準仕様書」及び「治山工事共通特記仕様書」に基づき実施しなければならない。

第2条 保険の付保及び事故の補償に関する付則

1. 標準仕様書 1-1-1-47 の 5 項に記載の建設業退職金共済制度のほか、林業退職金共済制度 も 含まれるものとする。

なお、受注者が中小企業退職金制度に加入しており、被共済者が業務に従事する場合においては、発注者用掛金収納書に代えて、中小企業退職金共済事業本部が発行する加入証明書を発注者に提出するものとする。

2. 標準仕様書 1-1-1-47 「保険の付保及び事故の補償」第 5 項については、以下のとおり読み替えることとする。

受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事請負契約締結後原則1カ月以内(電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内)に、発注者に提出しなければならない。

また、受注者は、建設業退職金共済制度について、建設キャリアアップシステムの活用等により技能労働者等の就労状況を適切に把握し、これに基づく履行状況について、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。

第3条 法定外の労災保険の付保

受注者は、本工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約(以下「法定外の労災保険」という。)に付さなければならない。なお、法定外の労災保険に係る保険料等の費用は、現場管理費率の中に計上されている。

第4条 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について

治山工事共通特記仕様書第15条に記載のある各種資材について下表のとおりとする。

資 材 名	規格	調達地域等
生コンクリート	18-8-40BB	福島S2·S3地区

第5条 三者会議

本工事では、森林土木工事の施工段階における三者会議実施要領に基づいた三者会議の実施を予定していないが、三者会議の実施が必要と判断する受注者は、発注者と協議するものとする。

第6条 現場環境の整備(快適トイレ)

快滴トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、治山事業共通特記仕様書第 14 条 1 項に記載の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

ここに記載の【快適トイレに求める機能】 (1) \sim (6) 及び【付属品として備えるもの】 (7) \sim (11) の費用については、従来品相当 (10,000 円/月) を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事(施工箇所) ※までとする。また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基/工事(施工箇所) ※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算方法」を適用する工事等トイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

第7条 週休2日の取組(発注者指定方式)

本工事は、現場閉所による週休2日を促進するため、週休2日に取り組むことを前提として直接 工事費及び間接工事費の一部を補正して実施する試行工事(発注者指定方式)であり、その実施に 当たっては次によるものとする。

- (1) 受注者は、週休2日を確保して工事の施工に当たらなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合には、監督職員と協議するものとする。
- (2) 週休2日の取組における考え方は、次のとおりである。
 - ア 週休2日とは、対象期間内において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をい う。
 - イ 対象期間とは、工事着手から工事完成までの期間をいう。なお、対象期間に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として6日間、7月、8月又は9月を含む工事では夏季休暇分として3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間その他発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。
 - ウ 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合(以下「現場閉所率」という。)が 28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。

ただし、対象期間において暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない場合は、対象期間内の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休(28.5%)以上を達成しているものとみなす。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

- エ 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場 事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- オ 工事着手とは、森林整備保全事業工事標準仕様書(平成29年3月30日付け28林整計第380号林野庁長官通知。以下「標準仕様書」という。)第1編第1章第1節1-1-1-2(14)に規定する「工事着手」をいう。
- カ 工事完成とは、標準仕様書第1編第1章第1節1-1-1-2(16)に規定する「工事完成」を いう。
- (3) 本工事では、表1に掲げる現場閉所率に応じた補正係数(以下「週休2日補正係数」という。)のうち4週8休以上の達成を前提とした補正係数を、当初から労務単価、機械経費(賃料)、共通仮設費率、現場管理費率に乗じて積算している。

市場単価方式により積算を行う工種については、当初から、加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、表2に掲げる当該名称・区分の週休2日補正係数を乗じている。

土木工事標準単価方式により積算を行う工種については、当初から、加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、表3に掲げる当該名称・区分の週休2日補正係数を乗じている。

現場閉所の達成状況を確認後、当該達成状況が4週8休以上でない場合は、これに応じて週休 2日補正係数を用いて各経費を補正し、請負代金額を変更する。 ただし、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られない等の理由により、現場閉所の達成状況が4週8休以上でなかったときは、週休2日補正係数による補正を考慮せずに請負代金額を変更する。

表 1

達成状況	4週8休以上	4週7休以上	4週6休以上
		4週8休未満	4週7休未満
(現場閉所率)	(28.5%(8日/28)	(25% (7日/28日)	(21.4%(6日/28)
	以上)	以上 28.5%未満)	以上 25%未満)
労務単価	1.05	1.03	1.01
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1. 01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02
現場管理費率	1.06	1.04	1.03

[※] 見積りによる単価等のうち労務単価、機械経費(賃料)が明らかとなっていないものは、補正の 対象としない。

表 2

X 2				
名称	区分	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
鉄筋工 (太鉄筋を含む)		1.05	1.03	1.01
鉄筋工(ガス圧接)		1.04	1.02	1.01
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.01	1. 01	1.00
例 透 間 収 直 工 (カードレー)/レ)	撤去	1.05	1.03	1. 01
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.04	1. 03	1. 01
例设制权直工(换例·铅符例亚侧)	撤去	1.05	1. 03	1. 01
防護柵設置工(落石防止柵)		1.02	1.01	1.00
防護柵設置工 (落石防止網)		1.03	1.02	1. 01
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.01	1.01	1.00
例後側成直工(カードバー)	撤去	1.05	1.03	1.01
	設置	1.01	1.01	1.00
道路標識設置工	撤去· 移設	1.04	1. 03	1.01
道路付属物設置工	設置	1.02	1. 01	1.00
坦昭刊禹初 成巨工	撤去	1.05	1.03	1.01
法面工		1.02	1.01	1.00
吹付枠工		1.03	1.02	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.01	1.00
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1. 03	1. 02	1. 01

表 3

名称	区分	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
区画線工		1.05	1. 03	1. 01
排水構造物工		1.05	1. 03	1. 01
コンクリートブロック積工		1.05	1. 03	1. 01
構造物取りこわし工	機械	1. 04	1. 03	1. 01
	人力	1.05	1. 03	1. 01

(4) 週休2日の取組状況を確認するため、受注者は、対象期間内に係る毎月分の休日取得計画(実績)書を作成し、休日取得計画書(別紙1)にあっては当該作業計画月の前月末(初回月分は工事着手日前)までに、休日取得実績書(別紙2)にあっては当該作業実施月の翌月初め(最終月分は工事完成後)までに速やかに監督職員へ提出する。

- (5) 森林土木工事における週休2日の取組について周知を図るため、受注者は、工事現場又はその 周辺の一般通行人等が見やすい場所に、「週休2日促進試行工事」である旨を掲示する。
- (6) 週休2日の取組状況について、他の模範となるような働き方改革に係る取組や現場閉所の達成 状況に応じ、林野庁工事成績評定要領(平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通 知)に基づく工事成績評定において、プラス評価を行う。なお、明らかに週休2日に取り組む姿 勢が見られなかった場合は、マイナス評価を行う。
- (7) 受注者は、発注者が今後の工事発注の参考とするために取り組む別紙3のアンケートについて 記入し、工事完成通知後14日以内に発注者へ提出するよう協力するものとする。
- (8) 工事完成後、4週8休以上の現場閉所を達成したことを確認した場合、発注者は週休2日の取 組実績証明書を発行する。

第8条 ICT活用工事について

1 ICT活用工事

本工事は、ICT技術の活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について、3次元データを活用するICT活用工事(受注者希望型)である。

ICT活用工事を希望する受注者は、契約後、施工計画書の提出(施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む)までに監督職員と協議を行い、協議が整った場合にICT活用工事を行うことができる。

2 対象工事

ICT活用工事の対象工事については、以下の(1)~(8)によるものとする。

- (1) + I
- (2) 付带構造物設置工
- (3) 法面工
- (4) 作業十工(床掘)
- (5)舗装工
- (6) 土工 1,000m3 未満
- (7) 小規模土工
- (8) 擁壁工

なお、詳細は上記(1)~(8)に該当する「森林整備保全事業 I C T 活用工事(○ ○)」試行実施要領」によるものとし、林野庁ホームページ(ホーム>分野別情報>森林 整備保全事業の設計・積算・施工基準等>森林土木分野における I C T 施工及び 3 次元データの活用)を参照のこと。

(https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/ICT_seko.html)

3 ICT活用工事の実施

建設プロセスの以下の段階において I C T施工技術を活用する工事であり、②④⑤の段階を必須とし、①③の段階は受注者の希望によることとする。

① 3次元起工測量

受注者は、起工測量に当たって、ICTを用いた起工測量または従来手法による起工測量を選択できる。

ICTを用いた起工測量としては、3次元測量データを取得するため、「表1 ICTを用いた起工測量適用表」から選択(複数以上可)して測量を行うことができるものとする。

表1 ICTを用いた起工測量適用表

	対 象 工 項	=
ICTを用いた起工測量	・土工・付帯構造物設置工・法面工(法面整形工のみ)・作業土工(床掘)・土工1,000m3未満・小規模土工	・舗装工

	・擁壁工	
空中写真測量(無人航空機)	0	×
地上型レーザースキャナー	0	0
TS等光波方式	0	0
TS (ノンプリズム方式)	0	0
RTK-GNSS	0	×
無人航空搭載型レーザースキャナー	0	×
地上移動体搭載型レーザースキャナー	0	0
その他の3次元計測技術	0	0

- ※「○」:適用可、「×」:適用不可
- ② 3次元設計データ作成

受注者は、設計図書や起工測量で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

受注者は、ICT建設機械による施工又は従来型建設機械による施工が選択できる。ただし、従来型建設機械による施工においても、丁張設置等には積極的に3次元設計データを活用する。

ICT建設機械による施工においては、②で作成した3次元設計データを用いて、3次元MC又は3次元MGを作業に応じて選択して施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則(令和5年3月31日 国土交通省告示第250号)付録1測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

(1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械

「3次元MC」とは、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、 施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコン トロール技術。

「3次元MG」とは、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、 施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダ ンス技術。

表2 ICT建設機械による施工適用表

	対 象 工 事
ICT建設機械による施工	・土工 ・法面工(法面整形工のみ) ・作業土工(床掘) ・舗装工 ・土工1,000m3未満 ・小規模土工

④ 3次元出来形管理等の施工管理

工事の施工管理において、「表3 ICTを用いた出来形管理適用表」または「表4 ICTを用いた品質管理適用表」から選択(複数以上可)して、出来形管理を行うものとするが、面管理又は管理断面及び変化点の計測による出来形管理が選択できる。

表3 ICTを用いた出来形管理適用表

ICTを用いた		対 象 工 事								
出来形管理	土工	付帯構造 物設置工	法面工	作業土工 (床掘)	舗装工	土工 1,000m3 未満	小規模 土工	擁壁工		
モバイル端末	×	×	×	×	×	0	0	×		
空中写真 (無人航空機)	0	0	0	×	0	0	0	0		
地上型レーザー スキャナー	0	0	0	×	0	0	0	0		
TS等光波方式	0	0	0	×	0	0	0	0		
TS等光波方式 (ノンプリズム方式)	0	0	0	×	×	0	0	0		
RTK-GNSS	0	0	0	×	×	0	0	0		
無人航空機搭載 レーザースキャナー	0	0	0	×	×	0	0	0		
地上移動体搭載型 レーザースキャナー	0	0	0	×	0	0	0	0		
施工履歴データ	0	×	〇 土工	×	×	〇 土工	〇 土工	×		
地上写真測量	0	×	〇 土工	×	×	〇 土工	〇 土工	×		
その他の3次元 計測技術	0	0	○ 法面整形 エのみ	×	×	0	0	0		
TS・GNSS (締固め回数)	0	×	×	×	×	×	×	×		

※「〇」:適用可、「×」:適用不可

舗装工の表層については、標準的に面管理を実施するものとするが、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合は、監督職員との協議の上、「ICTを用いた品質管理適用表」を適用することなく、管理断面による出来形管理を行ってもよい。また、降雪・積雪によって面管理が実施できない場合においても、管理断面及び変化点の計測による出来形管理が選択できるものとする。ただし、完成検査直前の工事竣工段階の地形について面管理に準ずる出来形計測を行い、⑤によって納品するものとする。

表4 ICTを用いた品質管理適用表

ICTを用いた				対 象	き 工	事		
品質管理	土工	付帯構造 物設置工	法面工	作業土工 (床掘)	舗装工	土工 1,000m3 未満	小規模 土工	擁壁工
TS・GNSSを用 いた回数管理及び従 来手法	0	×	×	×	×	×	×	×

※「○」:適用可、「×」:適用不可

土工については、受注者は、治山・海岸土工の品質管理(締固め度)について、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はRI計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごとに、本施工で採用する締固め回数を設定すること。

土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等の場合は、監督職員と協議の上、TS・GNSSを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものとする。

- ⑤ 3次元データの納品
 - 上記④により確認された3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。
- 4 ICT活用工事を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT活用工事を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極
- 5 ICT活用工事で使用するICT機器に入力した3次元設計データを監督職員に提出すること。
- 6 森林整備保全事業施工管理基準に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測できる場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする
- 7 疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第9条 ICT活用工事における適用(用語の定義)について

的に受注者に貸与するものとする。

1 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ(以下「3次元データ」という。)等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第10条 ICT活用工事の費用について

- 1 受注者が、契約後施工計画書の提出(施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む)までにICT活用の具体的な工事内容及び対象範囲について発注者と協議を行い、協議が整った場合、ICT活用施工を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、以下の(1)~(8)の該当する項目により計上すること。
 - (1) 森林整備保全事業 I C T活用工事(土工)試行積算要領
 - (2) 森林整備保全事業 I C T活用工事(付帯構造物設置工)試行積算要領
 - (3) 森林整備保全事業 I C T活用工事(作業土工(床掘))試行積算要領
 - (4) 森林整備保全事業 I C T活用工事(法面工)試行積算要領
 - (5) 森林整備保全事業 I C T活用工事(舗装工)試行積算要領
 - (6) 森林整備保全事業ICT活用工事(十工1,000m3未満)試行積算要領
 - (7) 森林整備保全事業 I C T活用工事(小規模土工)試行積算要領
 - (8) 森林整備保全事業 I C T活用工事 (擁壁工) 試行積算要領
 - (9) その他の工種においては、見積による対応とする。

ただし、監督職員の指示に基づき、3次元起工測量を実施するとともに3次元設計データの作成を行った場合は、受注者は監督職員からの依頼に基づき、見積書を提出するものとする。

なお、詳細は上記(1)~(7)については、該当する「森林整備事業ICT活用工事 (○○) 試行積算要領」によるものとし、林野庁ホームページ(ホーム>分野別情報>森 林整備保全事業の設計・積算・施工基準等>森林土木分野におけるICT施工及び3次元 データの活用)を参照のこと。

(https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/ICT_seko.html)

2 施工合理化調査等を実施する場合はこれに協力すること。

第11条 施工計画書の作成

受注者は、技術提案書を施工計画書に添付するものとする。

第12条 情報共有システムの取り組みについて

本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図

る情報共有システムの活用対象工事である。

第13条 遠隔臨場の取組みについての評価について

本条の取組みの実施に対し、情報通信技術(ICT)への取組みにより「受発注者間のコミュニケーションの円滑化」「受発注者の事務負担の軽減」が図られるため、林野庁工事成績評定要領(平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知)に基づく工事成績評定において、プラス評価を行う。

第14条 森林土木木製構造物暫定施工歩掛の使用について

森林整備保全事業標準仕様書 1-1-1-13「調査・試験に対する協力」において、同仕様書の各項に記載のある調査のほか、発注者の指示又は受注者の協議により森林土木木製構造物暫定施工歩掛を採用、施工した場合は、必ず歩掛等の検証のうえデータを記録し、発注者(監督職員経由)へ提出すること。

第15条 ウィークリースタンス等の推進

本工事は、受発注者協力のもと、建設業の魅力創出を図ることを目的にウィークリースタンス等の推進を図ることとし、下記の事項について工事着手前に受発注者間で共有し、工事を進めていくこととする。

1. 打ち合わせ時間の配慮

打ち合わせは、勤務時間内におこなう。

2. 資料作成依頼の配慮

資料作成依頼は、休日等に資料を作成しなければならない状況が発生しないよう十分に配慮する。

3. ワンデーレスポンスの再徹底

問い合わせに対して、ワンデーレスポンスを徹底する。

第16条 治山ダム上流側の堆砂

No.1、No.2 コンクリート谷止工は、上流側の堆砂圧が安定条件の重要な要素となるため、谷 止工完成時までに、受注者は設計図書(間詰図)に示す上流側堆砂線まで土砂を埋め戻すも のとする

第17条 建設発生土の搬出先

本工事による建設発生土の搬出は計画していない。

第18条 森林整備保全事業工事仕様書に対する特記事項

「森林整備保全事業工事標準仕様書」に対する特記事項は次のとおりとする。

条項	項目	特記	事 項
3-3-3-3	配合	レディーミクストコンクリーとする。	トの種類及び品質は次のとおり
		「コンクリート谷止工」 種類 セメント 空気量 粗骨材の最大寸法 呼び強度	品 質 高炉セメントB種 4.5% 40mm 18N/mm2
3-3-5-7	打継目	スランプ 伸縮継目等の種類及び品質は 種類 目地材 止水板	8 c m 次のとおりとする。 規格 瀝青質板厚10mm CF幅200mm
		正 水 极	厚 5 mm

第19条 避難指示区域内で工事を行う場合の積算基準

本工事は「避難指示区域内で工事・測量調査を行う場合等の積算基準(令和2年4月1日以降に起工すものから適用)」(以下、「避難指示区域内積算基準」という)により、労務単価(直接人件費又は賃金)の補正を行う工事である。

労務単価(直接人件費又は賃金)については、本工事の契約期間中に避難指示区域の再編、又は「福島県職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(平成13年12月15日人事委員会規則第18号)」の改正が行われた場合は、変更の対象とする。

なお、現場での実作業時間については下記のとおりとするが、変更が生じた場合及び積算 計上と現場作業に乖離のある場合は受発注者間で協議を行うものとする。

本工事での実作業時間:8時間(標準作業時間)

※実作業時間:現場での拘束時間から休憩時間等を差し引いた実際に作業できる時間を いう。

1. 特殊勤務費

帰還困難区域及び居住制限区域内で作業を行う場合は、特殊勤務費として、「福島県職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(平成13年12月15日人事委員会規則第18号)」に定める手当(費用)を労務単価、直接人件費及び賃金(以下「労務単価等」という。)に加える。

なお、帰還困難区域における屋外作業の特殊勤務費は、6,600円(3,960円^{*})とする。

※()書きは、屋外作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合(100分の60を乗じて得た額)

2. 時間的制約を受ける作業の労務単価等の補正割増し

補正の有無:無

※現場での実作業時間に合わせ、必要に応じて変更する。

3. 放射線障害防止措置に係る費用

放射線障害防止措置に係る費用として共通仮設費(積上げ分計)の安全費に放射線 防護資材費、空間線量測定費、外部被ばく線量測定費、汚染検査、土壌調査に関する 費用を計上する。

なお、被ばく線量管理については福島県ホームページの「工事等における労働者の 放射線障害防止について」に掲げる【避難指示区域内 放射線障害防止措置に係る特 記仕様書】に準じて実施すること。

https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/housyasensyougai-bousi.html 資材単価については、令和7年度土木事業単価表(福島県土木部)を適用する。

4. その他積算基準については下記公表に準ずる。

福島県ホームページ 工事等における労働者の放射線障害防止について

https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/housyasensyougai-bousi.html

避難指示区域内における工事(業務委託)に従事する労働者の 放射線障害防止措置にかかる特記仕様書

(目的)

第1条 本仕様書は避難指示区域内で行われる工事(業務委託)について、放射線障害防止の観点か ら受注者 の作業安全基準及び適正な被ばく線量管理について定めるものである。

(作業の履行)

第2条本業務の履行にあたっては、特記仕様書及び共通仕様書のほか、「除染等業務に従事する労働 者の放射線障害防止のためのガイドライン等の改正等について(通知)(平成26年1月20日付け25農第2482号25企技第1342号)」(以下、「第1342号通知文」という。)を遵守し、作業にあたること。なお、第1342号通知文は福島県土木部技術管理課ホームページ (http://www.cms.pref.fukushima.iD)に掲載しているので参考とすること。

(施工計画書または業務計画書への記載)

第3条 第1342 号通知文に基づく作業安全基準の現場での運用及び除染等業務従事者等被ばく線量 登録管理制度の運用については、施工計画書または業務計画書へ記載し、監督員へ提出すること。

(被ばく線量管理)

第4条 作業時間内の労働者の被ばく線量を1日ごとに参考様式1により記録するとともに適切に管 理すること。また、日々の被ばく線量を1日ごと、累積被ばく線量を1ヶ月ごとに作業員に通 知すること。 併せて、作業期間中の工事現場等の空間被ばく線量について参考様式2により記 録し、提示できるようにすること。

(放射線量の測定)

第5条 作業着手前に、平均空間線量率の測定方法(平成23年厚生労働省告示第468号(平成24年7月1日 一部改正)基準告示第2条)により現場の空間線量率を測定し、その結果を監督員へ提出すること。

(装備)

第6条第1324号通知文により、該当する汚染状況や作業状況に応じて適切な装備で作業すること。 放射 線防護資材については、施工計画書または業務計画書に必要数量等を明記するものとし、 変更の対 象とし安全費に計上する。

(放射線管理者)

- 第7条 元請事業者は、放射線管理者を選任し、関係請負人の労働者の被ばく管理を含めた一元管理 を実施 させること。なお、放射線管理者は、下記の放射線関係の国家資格保持者又は専門教育 機関等によ る放射線管理に関する講習等の受講者から選任することが望ましい。
 - ① 第1種放射線取扱主任者又は第2種放射線取扱主任者
 - ②独立行政法人日本原子力研究開発機構が行う放射線防護基礎コース(旧:放射線防護基礎課程)、 放射線安全管理コース(旧:ラジオアイソトープコース)、旧放射線管理コース、旧R

- I・放射線初級コース、旧 RI・放射線上級コース
- ③独立行政法人放射線医学総合研究所が行う放射線防護課程、放射線影響·防護応用課程、放射線 影響·防護基礎課程、旧ライフサイエンス課程
- ④ 日本原子力発電株式会社が行う原子力発電所の放射線管理員養成コース
- ⑤ 公益財団法人放射線計測協会が行う放射線管理入門講座、放射線管理・計測講座
- ⑥ 原子力企業協議会が行う放射線管理員養成講習

(作業従事のための同意)

第8条 居住制限区域又は帰還困難区域内で作業を行う場合は、請負者又は受託者は作業にあたる全 ての従業員から作業に従事する前までに当該作業場所での勤務についての同意を書面で得る。(参 考様式 3)

※当該工事現場の放射線量環境の事前調査結果について

計測日		工事現場等の放射線量環境について			
月	目	計測点数点 最大値:	H Sv/h、最小値:	<i>1,</i> Sv/h、平均值:	H Sv∕h

(除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度関係)

- 第9条 元請事業者は、自社及び関係の作業員が除染電離則第2条第7項に定める「土壌の除染等の業務」、「廃棄物収集等業務」、「特定汚染土壌等取扱業務」、第8項で定める「特定線量下業務」 にかかる工事(業務等)に従事する場合は、除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度へ参加すること。
 - 2 除染特別地域内における除染事業等については、被ばく線量登録管理制度において定める「放射線管理手帳の運用」、「線量登録及び経歴照会等の運用」、「線量記録及び健康診断結果の引き渡し」の項目について参加すること。

(放射線障害防止措置に係る項目)

- 第10条 本設計書においては、下記の項目について共通仮設費の安全費に積上計上している。これ により がたい場合は、甲乙協議のうえ必要項目及び数量を決定すること。
 - ・使い捨て式防塵マスク N=422 枚
 - ・手袋(インナー、ニトリル手袋) N=422 枚
 - ・手袋(アウター用、ゴム手袋) N=422 枚
 - ・ゴーグル N=422 個
 - ・空間線量測定費 N=480 日
 - ・外部被ばく線量測定費 N=84 日
 - ・汚染検査 N=323 日
 - ・土壌調査 N=2 試料

(様式仕-1)(治山工事共通特記仕様書第1条関係)

参考様式1

作業員の被ばく線量等管理簿(案)

1 従事する作業員

氏名	12	生別	男・女	生年月日		入場時の累積被ばく線量	ЛSV
----	----	----	-----	------	--	-------------	-----

2 作業内容及び被ばく線量等

番号	現場責任者 氏名	作業従事 年月日	主な作業内容		作業従事場所	作業従事時間 (昼休み込)	日当り 実効線 最	累計の 実効線 量	作業終了後 の健康状態 (自覚症状)	本人 確 認 サイ ン	放射線測定器種類 及び形式
(例)	OOAA	H23.9.1	人力土エ	帰・居・避	○○町大字 AA 地内	8 時間	36.5 <i>n</i> Sv	36.5 <i>n</i> Sv	異常なし	ХX	IPX—x
1				帰・居・避			# Sv	Sv			
2				帰·居・避			n Sv	u Sv			
3				帰·居・避			{L Sv	n Sv			
4				帰·居・避			n Sv	n Sv			
5				帰·居・避			U Sv	u Sv			
6				帰·居•避			ll Sv	ll Sv			
7				帰·居•避			n Sv	n Sv			
8				帰・居・避			"Sv	ll Sv			
9				帰·居•避			"Sv	" Sv			
10				帰·居・避			el Sv	n Sv			
11				帰·居•避			7) Sv	"Sv			
12				帰·居•避			n Sv	n Sv			
13				帰·居•避			ll Sv	7) Sv			
14				帰·居•避			ll Sv	ll Sv			
15				帰・居・避			n Sv	n Sv			
16				帰・居・避			n Sv	n Sv			

参考様式2

現場の空間線量管理簿(案)

1 工事現場概要

発注機関	工事番号	工事名	工事場所	受託者	現場責任者

2作業内容及び被ばく線量等

延べ日数	年月日	作業員数	作業時間	日当たり 空間線量	累計の 空間線量	延べ日数	年月日	作業員数	作業時間	日当たり 空間線量	累計の 空間線量
1				μ Sv	μ Sv	17				μ Sv	μ Sv
2				μ Sv	μSv	18				μ Sv	μ Sv
3				μ Sv	μ Sv	19				μ Sv	μ Sv
4				μSv	μ Sv	20				μ Sv	μ Sv
5				μ Sv	μ Sv	21				μ Sv	μ Sv
6				μ Sv	μ Sv	22				μ Sv	μ Sv
7				μ Sv	μ Sv	23				μ Sv	μ Sv
8				μ Sv	μSv	24				μ Sv	μ Sv
9				μ Sv	μ Sv	25				μ Sv	μ Sv
10				μ Sv	μ Sv	26				μ Sv	μ Sv
11				μ Sv	μ Sv	27				μ Sv	μ Sv
12				μ Sv	μ Sv	28				μ Sv	μ Sv
13				μ Sv	μ Sv	29				μ Sv	μ Sv
14				μ Sv	μ Sv	30				μ Sv	μ Sv
15				μ Sv	μ Sv	31				μ Sv	μ Sv
16				μ Sv	μ Sv					μ Sv	μ Sv

○1月当り(30日毎)の現場での累積空間線量 計

μSv

○当該工事での現場での累積空間線量 計

μ Sv

O \$	k日取得(計画•実績)書	工事件名:	00	エ事	Į.																													様式 1
	令和〇年 〇月		_	1	2 全	3 Z 土 E	4 5 1 B	6	7 7k	8	9 全	10	11 ·	12 1 B 1	3 1	4 1:	5 16 - 全	17	18	19 B	20	21 7k	22	23 全	24 2	25 2	26 2	7 28	29	30 全	31			備考	
	現場事務所の設		計画		312		1 /		小	小	<u>w</u> .	_		7		N N	<u> </u>		Н			7.	*	34			7	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	<i>*</i>	312					
	置、資材の搬入 仮設工		実績 計画			士																													
	土工		実績 計画			+					+	-																							
			実績計画			=						1																							
工程	法面工		実績																																
			計画実績			\pm																													
			計画実績			-																													
			計画									1																							
			実績																		1	<u> </u>							<u> </u>	1		休日	作業日	当月の休日数割合	休日率
		TR48 /NTR /	TT 882 7 7-	,[]			作	作	作	作	作	0	0 '	作化	乍	乍们	作	0	0	作	作	作	作	作	0 0	O 1	乍(乍作	作	作	0	7	20	7/27*100=25.9%	16/56*100=28.5%
		現場代理人	林野 太郎									T														İ	T								
		監理技術者	林野 一郎				作	作	作	作	作)	0 '	作作	乍亻	乍们	作	0	0	作	作	作	作	作	0	O 1	乍亻	作作	作	作	0	7	20	7/27*100=25.9%	16/56*100=28.5%
			10° E) A)	_																															
		職員	林野 二郎	<u>, </u>			作	作	作	作	作)	0	作化	乍	作作	作	0	0	作	作	作	作	作	0 (2 1	乍(作	作	作	0	7	20	7/27*100=25.9%	16/56*100=28.5%
元請	〇〇建設						- 11				11-			<i>u</i> _ ,		<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	- "	_		11-			-					- "	-		_				ļ.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
		職員	林野 三郎	3			17⊨	11=	11=	11=	作	<u> </u>	0 /	11= 11	Έ 1	11 11	= 11=	0	0	17=	11'=	11=	11=	1/⊧	0 (<u>ا ر</u>	1= 1	F 17F	作	作	0	7	20	7/27*100=25.9%	16/56*100=28.5%
						+	1/1	/E	作	作	作		0 ,	作化	乍ん	'E 11	= 1/1=		0	作	作	作	作	作	0 (2 4	<u>/</u> E 4	E 1/E	作	作	0	7	20	7/27*100=25.9%	16/56*100=28.5%
		職員	林野 四郎	I		+	- 11	115	15	IF	115	\dashv	$\overline{}$	11- 1	F	- "	117	 	Ť	IF	115	11-	1.5	115		<u> </u>		110	IIF	I I F	Ŭ	<u> </u>	20	77 27 100-20.0%	107 00 1100 - 20.0%
		T**\ =	++ mz	,			作	作	作	作	作	0	0 '	作化	乍イ	乍们	作	0	0	作	作	作	作	作	0 (0 1	乍亻	乍 作	作	作	0	7	20	7/27*100=25.9%	16/56*100=28.5%
		職員	林野 五郎																																
下請	△△土建		•											ŕ	乍	乍们	作	0	0	作	作	作	作	作	0	O 1	乍亻	乍作				4	12	4/16*100=25.0%	4/16*100=25.0%
, 110																																			ļ
下請	口口土木			\square			_	-				_						1	1	ļ							-		作	作	0	1	2	1/3*100=33.3%	1/3*100=33.3%
				+		+	-	+			$\vdash \vdash$	+	+	+	+	+	+	┢	+	_	-	\vdash		\dashv	+	+	+	+	-	-					
				\vdash		+	+	+			\vdash	+	+	+	+	+	+	-	+	-	-	\vdash		\dashv	+	+	+	+	-	1	-				
				+		+	+	+			\vdash	\dashv	+	+	+	+	+	1	+	<u> </u>	+		-	\dashv	+	+	\dashv	+		1					
						\dashv	1	1	H			\dashv	+		\dagger		+		1					1		-	\dashv		-	1					
	ı	1				\top						\dagger	t						1							1	\dashv				休日	作業計画	現場		全体休日率
																															三丁巴			 	101/355*100
	佰	着																														累		1	=28.5%
																															休日計画	作業計画	現場		
																															16			5	
※休	日数割合とは、休日	を休日と作業日の私	ロで除した割る	合をし	いう。			1	<u> </u>						1			1	1	1	1	<u> </u>		1			I		1	1	<u> </u>			<u> </u>	<u> </u>

凡例:○:休日、●:振替休日、作:作業日、振作:振替作業日

	令和〇年			1	2	3	4 5	6	7	8	9 1	0 1	1 12	13	14	15 1	6 17	18	19	20 2	1 22	23	24	25 2	6 27	28	29	30	31				
	O月	_			金			一页			金 :					木 会			月					B F					±			備考	
	現場事務所の設		計画						1,1,1				<u> </u>	 ^ `						``	1				 	,,,,	-1.						
	置、資材の搬入		実績																														
	仮設工		計画																														
	MAIN.—		実績									_																					
	土工		計画実績			\vdash						_																					
			<u>夫粮</u> 計画		1			-			_						-		_			_		_									
工程	法面工		実績		1							-									+												
			計画																														
			実績																														
			計画																														
			実績						$oxed{\Box}$						Ш																		
			計画		1									1	\vdash				_			-			_	1		_					
	L		実績	1	1									1	<u> </u>	L_						1				1	<u> </u>			休日	作業日	当月の休日数割合	休日率
					1		W	作	作	作	作(110	1 1/1-	作	作	作化	E I O		<i>4</i> E .	(/E //	- 1/1	- H=	0	0 1	F 1/1=	作	作	作	0	7	<u>TF未口</u> 20		16/56*100=28.
		現場代理人	林野 太郎	ß —	+	\vdash	作) 作			作化												作		7	20	7/27*100=25.9%	16/56*100=28
							作					5 6				作化			作				O	0 1				作	0	7	20	7/27*100=25.9%	16/56*100=28.
		監理技術者	林野 一郎	3			作	_	作	作		5 6				作化	_			● 作			+E.4/±	0 1		作	作	作	0	7	20	7/27*100=25.9%	16/56*100=28.
					1	\vdash	作	_) 作			作化	_			作作			DIX TE	0 1				作	0	7	20	7/27*100=25.9%	16/56*100=28.
元請		職員	林野 二郎	3	1	 	作					5 0	_			作化			作	IF III ● 作			振作	0 f	F ITF F 作	作	作	作	0	7	20	7/27*100=25.9%	16/56*100=28.
	〇〇建設				1	 	作			作																			0	_	20		16/56*100=28.
		職員	林野 三郎	3	1	 											_				_					作	作	作		7		7/27*100=25.9%	
						\vdash	作			作						作化				● 作 /5 /			振作	0 1		作	作	作	0	7	20	7/27*100=25.9%	16/56*100=28.
		職員	林野 四郎	3		\vdash	作) (作化				作作				0 1			作	作	0	7	20	7/27*100=25.9%	16/56*100=28
					<u> </u>		作									作化	_			竹				0 1			作	作	0	7	20	7/27*100=25.9%	16/56*100=28.
		職員	林野 五郎	3	<u> </u>		作						作			作化				作作			0	0 1				作	0	7	20	7/27*100=25.9%	16/56*100=28.5
					<u> </u>		11	作	作	作	作() (作			作化				竹			振作				作	作	0	7	20	7/27*100=25.9%	16/56*100=28
下請	△△土建											_			作		F O		作					0 1						4	12	4/16*100=25.0%	4/16*100=25.09
												_		作	作	作化	F O	0	作	11	- 作	作	振作	<u> </u>	作	作	L			4	12	4/16*100=25.0%	4/16*100=25.09
下請	□□土木																												0	1	2	1/3*100=33.3%	1/3*100=33.3%
																											作	作	0	1	2	1/3*100=33.3%	1/3*100=33.3%
					-	-	_	-					-	-	-		-			_	-	-	-	_	-	-							
					1	\vdash		-						-			+			-	-				-	1				-			
					+			+	+		_		+	1	\vdash		+	+	-+		+	1		-	+	1							
					1			1				1							\neg				2		1	t			休日	作業	現場		全体休日率
																				2			0						実績	実績	閉所率]	王1414日平
																				4			自						8	20	28.5%		101/355*100
	備	考																		B			の					ı	_			4	=28.5%
	佣	冇			1									1						カ			振			1			# 0	累記 作業	† 現場	4	1
																				振			替								現場 閉所率		
																			- 1	木			作									1	
				1	1		1	1	1			1	1	1	1		1	1	1	- 1	1	1	業	1	1	1	1		15	41	26.7%	(I	1

凡例:○:休日、●:振替休日、作:作業日、振作:振替作業日

番号年月日

(契約の相手方)

○○株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 殿

分任支出負担行為担当官 ○○森林管理署長 ○○ ○○

○○工事の請負施行について

(完成検査合格通知及び週休2日の取組実績証明書)

月 日完成検査を実施した結果、合格と認めるので請負契約約款第32条2項により通知します。

また、週休2日の取組状況を確認した結果、4週8休以上の現場閉所(休日確保) を達成したことを通知します。

記

- 1 工 期 令和〇年〇月〇日~令和〇年〇月〇日
- 2 週休2日の取組結果4週8休(28.5%)以上を達成

「週休2日を促進する試行工事」実施アンケート

(試行工事の概要について 1 工 事 名 : 2 工事期間 :	
	貴社の週休2日の達成状況及び試行工事の条件について 1)計画的に完全週休2日、月内週休2日又は工期内週休2日を ※「完全週休2日」とは、週のうち土曜日及び日曜日を休工 「月内週休2日」とは、ひと月のうちで4週8休を達成す 「工期内週休2日」とは、工期内で4週8休を達成するもの ①完全週休2日を達成できた。 ②①は確保できなかったが、月内週休2日は達成できた。 ③①、②は確保できなかったが、工期内週休2日は達成できる ④週休2日を達成できなかった。	日とするもの。 るもの。 の。 → (2)へ た。
•	〔2)月内週休2日を達成できなかった理由は何ですか。	
([自由記載)	
(;	3)試行工事の工期設定はどうでしたか。 ①適切である。 ②余裕がある。	
] 答:
	4)不足する理由及び不足日数を教えてください。 自由記載)	
	不足日数	
2 5	完全週休2日の導入について 完全週休2日を導入することに関して、発注者に求めること 題や不安はありますか。	、現場や体制上の課
([自由記載)	